

## 公設合併処理浄化槽設置同意書

宮崎市公設合併処理浄化槽条例（以下「条例」という。）に基づく公設合併処理浄化槽の設置の申出に当たり、次の各事項について同意します。

### （事前調整と土地使用）

- 1 公設合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）で処理する汚水の放流先又は放流先までの経路に権限を有する者がいるときは、申出者の責任において関係者と適切な調整を行うものとします。
- 2 申出者は、浄化槽の設置に必要な土地を当該浄化槽が撤去されるまでの間、無償で市及びPFI浄化槽宮崎株式会社（以下「PFI事業者」という。）の使用に供させるものとし、当該土地に係る公租公課は、土地の所有者又は納税義務者が負担するものとします。
- 3 申出者は、浄化槽の設置に係る工事、補修に係る工事及び法定検査、保守点検並びに清掃等必要な措置のため、市の職員及びPFI事業者並びに指定検査機関の職員、浄化槽の清掃許可業者が当該土地に立ち入ることを承諾します。

### （施工）

- 4 浄化槽本体、放流管渠及び所定のブローワー等本体に付属する電気設備（以下「電気設備」という。）は、PFI事業者が施工するものとし、排水設備及び外部電源設備は、申出者がPFI事業者の施工に合わせ遅滞なく工事を行うものとし、施工等に係る電気料金、水道料金は、申出者の負担とします。

### （使用開始と維持管理）

- 5 申出者は、浄化槽の設置が完了し、市が実施する工事完成検査の翌日から使用開始とします。ただし、市の工事完成検査日に浄化槽を設置した住宅に居住していない場合は、使用開始届に記入した開始日をもって使用開始とします。
- 6 浄化槽等の工事物の維持管理は、市及びPFI事業者が行うものとし、申出者が施工する排水設備及び外部電源設備の維持管理は、申出者が行うものとし、それぞれ維持管理に係る電気料金、水道料金は、申出者の負担とします。
- 7 条例に反した行為により、浄化槽の修繕等が必要になった場合に係る費用は、申出者が負担するものとします。

### （使用開始以後の変更）

- 8 PFI事業者が設置した浄化槽（放流管渠及び電気設備を含む）の所有権

は、市が PFI 事業者から買い取るまで PFI 事業者に帰属し、市が買い取った日をもって市に移転するものとします。

9 申出者は、浄化槽を移設又は撤去しようとするときは、事前に市と協議するものとし、申出者の自己の都合による場合においては、移設又は撤去に係る費用は、申出者が負担するものとします。

10 浄化槽が設置された住宅の規模又は用途を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市に申し出るものとします。

(条件の継承)

11 浄化槽が設置された住宅、土地及び排水設備の権利を移転しようとするときは、あらかじめその旨を市に申し出るものとし、浄化槽の使用に関するすべての条件を譲受人に継承するものとします。

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

P F I 浄化槽宮崎株式会社 殿

(同意者)

設置申出者 住所  
氏名

土地所有者等 住所  
〔設置申出者が土地の所有者でない場合〕 氏名

土地所有者等 住所  
〔設置申出者が土地の所有者でない場合〕 氏名

※ この同意書は、設置申出者又は土地所有者等本人が署名のうえ提出してください。